

○総務省令第八十二号

郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）第六十七条第一項、第五項及び第七項の規定に基づき、郵便法施行規則及び国際郵便規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十二月二十一日

総務大臣 野田 聖子

郵便法施行規則及び国際郵便規則の一部を改正する省令

（郵便法施行規則の一部改正）

第一条 郵便法施行規則（平成十五年総務省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

## (料金の届出)

第二十五条 会社は、法第六十七条第五項の規定により郵便に関する料金の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。

- 一 料金を適用する期間（限定する場合には限る。）並びに料金の種類、額及び適用方法（変更）の届出の場合は、新旧の対照を明示すること。）

## 〔二 略〕

- 三 変更の届出の場合は、変更を必要とする理由

（収支状況の報告及び公表）

## 第二十七条 「略」

2 前項の規定により報告する営業収益及び営業費用は、別記様式第五に掲げる方法によるほか、適正な方法によりそれぞれの郵便物の種類等（内国郵便業務（国内のみにおいて引受け及び配達を行う郵便物に係る郵便の役務を提供する業務をいう。別記様式第五において同じ。）にあつては法第十四条に規定する郵便物の種類並びに法第四十四条第一項及び第二項に規定する特殊取扱をいい、国際郵便業務（外国に宛て、又は外国から発する郵便物に係る郵便の役務を提供する業務をいう。別記様式第五において同じ。）にあつては万国郵便条約第一条に規定する通常郵便物、小包郵便物及びEMS郵便物をいう。別記様式第五において同じ。）に整理しなければならない。この場合において、当該方法によって整理することが著しく困難なときは、その全部を主たる関連を有する郵便物の種類等に整理することができる。

## 〔3〕6 略〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

## (料金の届出)

第二十五条 会社は、法第六十七条第五項の規定により郵便に関する料金の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。

- 一 料金を適用する期間（限定する場合には限る。）並びに料金の種類、額及び適用方法（新旧）の対照を明示すること。）

## 〔二 同上〕

- 三 変更を必要とする理由

（収支状況の報告及び公表）

## 第二十七条 「同上」

2 前項の規定により報告する営業収益及び営業費用は、別記様式第五に掲げる方法によるほか、適正な方法によりそれぞれの郵便物の種類等（内国郵便業務（国内のみにおいて引受け及び配達を行う郵便物に係る郵便の役務を提供する業務をいう。別記様式第五において同じ。）にあつては法第十四条に規定する郵便物の種類並びに法第四十四条第一項及び第二項に規定する特殊取扱をいい、国際郵便業務（外国に宛て、又は外国から発する郵便物に係る郵便の役務を提供する業務をいう。別記様式第五において同じ。）にあつては万国郵便条約第十三条に規定する通常郵便物及び小包郵便物並びにEMS郵便物（同条約第十六条に規定するEMS業務の条件に従つて運送される郵便物をいう。）をいう。別記様式第五において同じ。）に整理しなければならない。この場合において、当該方法によって整理することが著しく困難なときは、その全部を主たる関連を有する郵便物の種類等に整理することができる。

## 〔3〕6 同上〕

(国際郵便規則の一部改正)

第二条 国際郵便規則（平成十五年総務省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p>(国際郵便料金の届出)</p> <p>第三条 「略」</p> <p>2 前項の届出書の提出は、次の各号のいずれかに掲げる通常郵便物の料金並びに当該通常郵便物に係る書留及び受取通知の取扱いの料金に係るものにあつては当該料金の実施期日の三十日前までに、それ以外の料金に係るものにあつては当該料金の実施期日の十日前までにしなければならない。</p> <p>一 会社が、万国郵便条約第十七条4及び万国郵便条約の施行規則第一百七十一条の規定による郵便物の取扱速度に基づく分類を選択する場合には、優先郵便物及び非優先郵便物(書籍及び冊子を包有するものを除く。)</p> <p>二 会社が、万国郵便条約第十七条4及び万国郵便条約の施行規則第一百七十一条の規定による郵便物の内容品に基づく分類を選択する場合には、書状(航空書簡を含む。)、郵便葉書及び盲人用郵便物</p> <p>〔3 略〕</p> <p>第四条 会社は、法第六十七条第五項の規定により国際郵便に関する料金の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。</p> <p>一 料金を適用する期間(限定する場合に限る。)並びに料金の種類、額及び適用方法(変更の届出の場合は、新旧の対照を明示すること。)</p> <p>〔二 略〕</p> <p>三 変更の届出の場合は、変更を必要とする理由</p> <p>(法第六十七条第五項の総務省令で定める料金)</p> <p>第五条 法第六十七条第五項の総務省令で定める料金は、次に掲げる料金以外の料金とする。</p> <p>一 第三条第二項各号に掲げる通常郵便物の料金並びに当該通常郵便物に係る書留及び受取通知の取扱いの料金</p> <p>〔二 略〕</p> <p>三 EMS郵便物の料金及びEMS郵便物に係る取扱いの料金</p> <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>(国際郵便料金の届出)</p> <p>第三条 「同上」</p> <p>2 前項の届出書の提出は、次の各号のいずれかに掲げる通常郵便物の料金並びに当該通常郵便物に係る書留、速達及び受取通知の取扱いの料金に係るものにあつては当該料金の実施期日の三十日前までに、それ以外の料金に係るものにあつては当該料金の実施期日の十日前までにしなければならない。</p> <p>一 会社が、万国郵便条約第十三条3及び通常郵便に関する施行規則(万国郵便連合憲章に規定する通常郵便に関する施行規則をいう。以下同じ。)第二百二十条の規定による郵便物の取扱速度に基づく分類を選択する場合には、優先郵便物及び非優先郵便物(書籍及び冊子を包有するものを除く。)</p> <p>二 会社が、万国郵便条約第十三条3及び通常郵便に関する施行規則第二百二十条の規定による郵便物の内容品に基づく分類を選択する場合には、書状(航空書簡を含む。)、郵便葉書及び盲人用郵便物</p> <p>〔3 同上〕</p> <p>第四条 会社は、法第六十七条第五項の規定により国際郵便に関する料金の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。</p> <p>一 料金を適用する期間(限定する場合に限る。)並びに料金の種類、額及び適用方法(新旧の対照を明示すること。)</p> <p>〔二 同上〕</p> <p>三 変更を必要とする理由</p> <p>(法第六十七条第五項の総務省令で定める料金)</p> <p>第五条 法第六十七条第五項の総務省令で定める料金は、次に掲げる料金以外の料金とする。</p> <p>一 第三条第二項各号に掲げる通常郵便物の料金並びに当該通常郵便物に係る書留、速達及び受取通知の取扱いの料金</p> <p>〔二 同上〕</p> <p>三 EMSの料金及び当該EMSに係る取扱いの料金</p>
--	--

附 則

この省令は、平成三十年一月一日から施行する。